

請願審査特別委員会審査報告書（令和８年９月）

（請願審査）

令和８年９月７日、午後１時３５分から役場４０２会議室において、委員６名の出席を得て、請願審査特別委員会を開催し、令和８年９月４日の本会議で当委員会に付託された「請願第１号 擁壁の補強及び擁壁崩落時の復旧に係る助成制度の創設についての請願」を審査しましたので、その審査の経過並びに結果を報告します。

出席者： 池谷仁宏委員長、富田陽子副委員長、瀬戸伸二委員、高橋純子委員、
府川輝夫委員、遠藤和秀委員

説明員： （紹介議員）大野徹也議員
（都市整備課）鈴木憲一課長、磯崎雅史主幹

あいさつ： 池谷仁宏委員長

議会事務局から請願書の読み上げ、紹介議員による趣旨説明、町当局から現状説明の後、質疑、討論、採決に入りました。

《 紹介議員に対する質問 》

遠藤委員： 擁壁については個人対策で、維持管理は所有者責任が原則だと思う。それに対して税金を投入することに町民の理解を得られるか。

大野議員： 個人の財産に対して公費を投入していいのか、あつてはならないという結論になると思うが、これを放置することによって２次被害につながる。減災・防災でストップする中で、公益性があると思い、創設に向けてお願いをしたい。

府川委員： 今回のケースは傾斜地で、あくまでも家屋がある敷地の下の部分が崩れて危険なところが対象で、後方の擁壁は別問題ということか。

大 野 議 員： そのとおりです。復旧は個人対応になることは承知しているが、減災に対し、町として多少でも補助をすべきではないかと思います。

府 川 委 員： 松田町の助成は、予防対策と災害後の２パターンあるが、大野議員は災害後の助成か松田町方式なのか、どちらを想定しているのか。

大 野 議 員： 松田町方式である。谷ヶ地区は空積みも対象に考えている。土砂災害警戒区域外だとして、どの辺まで許容できるのか、条例または要綱を作る際に十分調査したうえで、助成の基準を決めていくものと思う。これからのことを考えて、早い時期に制度を活用できるよう希望する。

瀬戸（伸）委員： 防災という部分で、令和７年度は通学路のブロック塀点検を行った。住民の防災意識が、条例によって保たれるのか。

大 野 議 員： こういう制度を活用してくださいということを、防災訓練などでPRする必要がある。

高 橋 委 員： 町が罹災証明を発行することで、国のプッシュ型支援を受けられるのではないかとすると、その整合性はどうか。

大 野 議 員： 建物に関しては「罹災証明書」でプッシュ型の助成等で対応できるが、今回は土砂災害で崖、擁壁に被害が及んだときに対応できる制度を作ってほしいというものである。

富 田 委 員： 谷ヶ地区では他に復旧に値する被害があったのか。また被害総額はどのくらいか。

大 野 議 員： 今回は生活道にかかる町道だったため、町にお願いした。被害総額はわからない。

府 川 委 員： 復旧費用はかなりかかる。仮に上限を２５万円とすると、圧倒的に個人持ち出し分が多くなって、果たしてそこまでやるのかと考えたら、なかなか手を出さないと思う。個人的には制度はあった方がいいと思うが…。町は最低限の部分をやるという解釈か。

大 野 議 員： 個々の事情になるが、町で制度を作ることで、自ら危険なところを迷惑のかからないよう対応するのでは。

池 谷 委 員 長： 防災対策の優先順位の位置付けはどうか。

大 野 議 員： 優先順位は、河川や橋梁などが高くなると思うが、擁壁などは人命に関わる部分になるので、地域住民の安全を思うと考える価値はあると思う。

池 谷 委 員 長： 神奈川県急傾斜地等の対応もある中、町独自で新たに助成制度を作る意味は何か。

大 野 議 員： 県の制度だけではフォローできない細かい部分を町で対応する。

《 都市整備課に対する質問 》

都市整備課説明： 今まで助成制度について問合せは0件、今回が初のケース。
制度の導入について、慎重に検討していきたい。

都市整備課に対する質問はなし。

《 質疑・討論 》

府 川 委 員： 松田町を参考にしながら、実際に検討するときは、いろいろ精査して進める。こういう制度があると、住民も安心する。金額的には高額になるが、住む人にとっても前向きに考えるべきだと思う。

池 谷 委 員 長： 助成制度のあり方を議論するにも、請願を採択すべきと思う。

以上で質疑・討論を終了し、「請願第1号 擁壁の補強及び擁壁崩落時の復旧に係る助成制度の創設についての請願」は、委員全員賛成で「採択すべきもの」とすることに決定されました。

また、審査報告書の中に執行機関への措置として、本報告を町長に送付し、その処理経過および結果の報告を請求する旨を記載することに決しました。

以上を持ちまして、請願審査特別委員会に付託されました「請願第1号」に係る審議結果についての報告を終了いたします。

【終了時刻：午後2時08分】